

## —重要：ご利用になる前に—

この度は、弊社の本ソフトウェア（次頁の利用許諾契約 第1条にて定義）をご採用くださりましてありがとうございます。

本ソフトウェアを貴社のコンピュータ等において利用する前に、次頁以降の「利用許諾契約」（以下「本契約」といいます。）を必ずお読みください。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、貴社に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。

本ソフトウェアに関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社下記連絡先又は本ソフトウェアを貴社にご提供致しました販売会社又は特約店までご連絡ください。

### ※連絡先

ルネサス エレクトロニクス株式会社

カスタマーサポートサービス窓口：<https://www.renesas.com/ja-jp/support/contact.html>

※上記ページからお問い合わせ入力フォームへお進みください。

### 利用許諾契約

ルネサス エレクトロニクス株式会社（以下「弊社」という。）と貴社とは、次のとおり、ソフトウェアの利用条件につき、契約を締結するものとする。

#### 第1条（定義）

本契約に於いて使用する用語の意味は、次の通りとします。

##### (1) プログラムプロダクト

付録Aに記載の対象ソフトウェアの一部又は全てをいい、付随するドキュメントを含むものとします。

##### (2) 本ソフトウェア

プログラムプロダクト及びその実行形式を含むあらゆる形式のプログラムをいい、それらの複製物を含むものとします。

##### (3) 対象製品

付録Aに記載の当社製製品をいうものとします。

##### (4) 貴社の製品

付録Aに記載の貴社製製品をいうものとします。

##### (5) オープンソースソフトウェア

ソフトウェアの使用条件として、第三者へソフトウェア（改変物等の派生ソフトウェアを含む）の開示、頒布等特定の行為を行った場合に、当該開示、頒布等を行う者が、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負う、GPL（GNU general public license）をはじめとするライセンス形式のソフトウェアをいいます。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接ソフトウェアを開示、頒布等される者に限らず、直接または間接的に開示、頒布等される全ての者を指します。

## 第2条（使用許諾の範囲）

1. 弊社は、貴社に対し、本契約に定める範囲で、本契約の有効期間中、本ソフトウェアについて、次の各号に定める、無償、譲渡不能、非独占、再使用許諾不可の権利を許諾するものとします。

(1) 本ソフトウェアのうちオブジェクトコード形式で提供される部分を、貴社の製品に搭載するプログラムの開発および貴社の製品への搭載を目的として、使用し、複製し、貴社の製品に実行形式で搭載したうえで貴社の製品の納入先（以下「貴社の顧客」という。）に頒布する権利。

(2) 本ソフトウェアのうちソースコード形式で提供される部分を、貴社の製品に搭載するプログラムの開発および貴社の製品への搭載を目的として、使用し、複製し、改変し、貴社の製品に実行形式で搭載したうえで貴社の顧客に頒布する権利。

(3) 前2号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、プログラムプロダクトに含まれるドキュメント類を複製し、貴社及び次項に定める外注先の内部にて使用する権利。

2. 貴社は、貴社の製品の開発及び製造を外注する場合は、必要な範囲で当該外注先に本ソフトウェアを使用させることができるものとします。外注先に本ソフトウェアを使用させる場合、貴社は、本契約にて貴社が負うのと同等の義務を当該外注先に課し、これを遵守させるものとし、当該外注先の義務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

3. 貴社は、プログラムプロダクトについて、付録Aに追加条項の指定がある場合には、当該追加条項を遵守するものとします。

## 第3条（使用上の注意）

1. 貴社は、本許諾条件において明示された場合を除き、プログラムプロダクト、本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報を第三者に開示・貸与等してはならないものとします。

2. 貴社は、オープンソースソフトウェア等を使用する場合であっても、本条に基づき貴社に課された義務が有効に存続することを認識し、オープンソースソフトウェアの使用条件の拘束を受けて、プログラムプロダクト及び本ソフトウェアが第三者への開示・再使用許諾等の対象とならないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

3. 貴社は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはならないものとします。

4. 貴社は、本契約に規定する使用許諾の範囲を越えて本ソフトウェアを使用することはできません。

5. 貴社は、プログラムプロダクト（その複製物を含むものとします）を使用する場合、それらに施されているのと同一の知的財産権に係る表示を行うものとし、当該表示を消去し、書換、追記又は改ざんしてはならないものとします。

6. 貴社は、本契約に従って貴社に与えられた権利及び義務を、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

7. 弊社は本契約に明記されている以外のいかなる権利をも貴社に許諾するものではありません。

8. 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を貴社に移転するものではありません。

#### 第4条（無保証）

プログラムプロダクトは現状有姿のまま貴社に提供されるものとします。弊社は、プログラムプロダクト及び本ソフトウェアについて、その品質並びに性能の保証、及び第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含む一切の保証をしないものとし、また貴社によるプログラムプロダクト及び本ソフトウェアの使用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わないものとします。

#### 第5条（秘密保持）

貴社は、プログラムプロダクト、本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報並びにそれらを使用したことにより知りえた情報を秘密に保持し、弊社の事前の書面の同意を得ることなく第三者に開示してはなりません。

#### 第6条（輸出関連法令の遵守）

1. 貴社は、本契約に基づき弊社から提供された情報・製品・ソフトウェア・関連技術及びそれらを使用して開発又は製造した製品・ソフトウェア・関連技術を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととします。

2. 貴社は、前項に掲げる情報・製品・ソフトウェア・関連技術を輸出、販売、使用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規並びに輸出先の輸出管理に関する法令及び規則に定められた必要な手続きを取るものとします。

#### 第7条（本契約の解除）

1. 貴社が次の各号のいずれかに該当した場合、弊社はいつでも本契約を解除することができるものとします。

(1) 本契約の規定に違反した場合

(2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合、又は清算手続に入った場合

(3) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があった場合

2. 貴社又は弊社は、書面により相手方に申し出ることにより、本契約を解除することができるものとします。

3. 本契約が解除され又は終了した場合、貴社は直ちにプログラムプロダクト、本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報（複製物を含み、以下同様とします）を弊社宛返送頂くか、完全に破棄、破砕したことを証する書面を弊社宛に送付するものとし、かつ以降一切プログラムプロダクト、本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報を使用してはならないものとします。

#### 第8条（本契約の有効期間）

1. 本契約は、以下に示す期間効力を有するものとします。

有効期間：貴社が本ソフトウェアの使用を開始された日から第7条により終了するまで

2. 前項に拘らず、本項、第2条第2項後段、第3項及び4項、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条第3項、第9条第2項並びに第10条の規定は、本契約終了後もなお引き続き効力を有するものとします。

#### 第9条 (反社会的勢力(暴力団等)の排除)

1. 貴社が(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、同法第三十二条の二に規定する事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、弊社は、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2. 弊社が、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除し、貴社に損害が生じた場合であっても、弊社は一切賠償の責任を負わないものとします。

#### 第10条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

付録A

### <対象ソフトウェア>

ソフトウェア名称	コンパイラ	型名
RZ/A1 グループ FATファイルシステムライブラリ (GCC Version)	GCC	RTM0RZA000FFAT0000JF3

### <対象製品>

RZ/Aシリーズ